写真資料等の利用について

豊田市博物館(以下、博物館)への写真資料等の借用・掲載許可申請については、以下のとおり手続きをしてください。

1. 貸出できるもの

- □博物館所蔵・寄託資料の写真
- □豊田市内の国・県・市指定文化財の写真

(例:長興寺所有国指定文化財紙本著色織田信長像)

※写真を所有していない場合もありますので、申請にあたってはお手数ですが、お電話に て確認をお願いいたします。

2. 申請から許可までの流れ

- ①所有者へ許可申請(博物館以外の所有物の場合 例:織田信長像→長興寺)
- \downarrow
- ②所有者からの許可がおりる

 \downarrow

- ③②の許可証の写しを添えて博物館に申請(郵送またはメールにて書類を送付)
- \downarrow
- ④博物館からの許可証とともに画像の送付

3. 申請に必要な書類等

- ①写真借用・掲載許可申請書 ※内容を網羅していれば、他の様式も可
- ②所有者許可証の写し(博物館以外の所有物の場合)
- ③返信用封筒(博物館からの許可証の郵送が必要な場合)
 - ※画像データをメールでお送りする場合は、許可証のデータと共に送付します。
- ④カラーポジで貸出の場合の送料 ※画像データのみの場合は不要 (簡易書留郵送料の切手<金額はお問合せください>)

【問合せ・申請先】

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町 5-80

豊田市博物館

TEL: 0565-85-0900

E-mail: hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp